

令和6年度 第1回 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 議事録

日 時：令和6年7月12日（金） 午後10時00分～

場 所：二宮町役場第一委員会室

出席者：（構成員）相原委員、新井委員、橘川委員、佐藤委員、鶴殿委員
山口委員、萩原委員、山崎委員、小山委員
（事務局）松本健康福祉部長、和田福祉保険課長
配島福祉・障がい者支援班長、大胡田

- 1 開 会
- 2 委員及び職員自己紹介
- 3 町長挨拶
- 4 二宮町障がい者福祉計画策定検討会運営要綱について
- 5 座長の選出
- 6 議 事
 - （1）計画策定のスケジュールについて
 - （2）町民意識調査アンケート結果及び統計データから見る二宮町について
 - （3）計画策定の骨子について
 - （4）その他
- 7 閉 会

1 開 会

（事務局）

本日はお忙しいところ、会議にご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、第1回二宮町障がい者福祉計画策定検討会を開催いたします。

この度はお忙しい中、二宮町障がい者福祉計画策定検討会の構成員として、ご快諾いただき、誠にありがとうございます。

なお、この検討会には障がいのある方も構成員としてご協力いただいておりますので、発言の際は、できるだけゆっくり大きな声で、お名前と所属をおっしゃっていただいております。ご発言いただきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

（会議資料 確認）

2 委員及び職員自己紹介

（委員及び職員 自己紹介）

3 町長挨拶

（町長）

改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、障がい当事者の皆様、事業所の皆様にはお仕事の合間にご参加いただきまして、ありがとうございます。今日が第1回目になりますが、二宮町障がい者福祉計画の策定検討会ということで、よろしく願いいたします。皆様におかれましては、様々な立場から、日頃の町の福祉の推進にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。町では障がいの有無に関わらず、すべての町民の方々が生きがいに満ち、希望ある暮らしを続けられる町とするために、平成27年3月に第2次二宮町障がい者福祉計画を策定しました。すべての人が互いに尊重し合い自らの意思でその人らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現を目指し、障がい福祉の推進を図ってきました。現計画の策定から10年が経ち、社会情勢の変化とともに、町民の皆様の価値観やライフスタイルが多様化している社

会の中で、障がいがある方も地域における自立や社会参加への意識が高まっていると思います。障がいの有無に関わらず、多様性を認め合う社会とするために、継続的な取組により共生社会の定着推進を図っていくことが行政に課せられた使命だと思っております。

本日は障がいのある方や、障がい者を支える事業者の方にも会議に参加していただき、様々なご意見をいただきたいと思っております。

今年の元旦に発生しました能登半島地震のように、大災害が起きたことなどを考えますと、様々な対策もしっかりとっていかなくてはならないと思っております。町では、今、高齢の方や障がいのある方などや、1人で避難することが困難な要支援者の方について、災害時に支援者や避難経路などを具体的・個別に決める個別避難計画の策定を進めております。現在、まずは難病患者などを中心に、また土砂災害警戒区域のレッドゾーンの近くにお住まいの要支援者の方を優先して、計画の作成をしております。先日も難病の方のご家族、支援者、地域の方などとともに、具体的な避難の訓練なども計画し、福祉事務所の方にも来ていただいて行ったところです。災害時にはこういった計画は有効になると思いますので、今後、一步一步早急に進めていきたいと考えております。また、障がい者福祉計画を策定するにあたり、先ほどお話があったように昨年度はアンケートをとらせていただきましたので、そういった中からでてきた課題を整理していただき、障がいのある方も住み慣れた地域で安心して暮らしていけますよう、しっかりと地域共生社会の実現に向けての計画を策定したいと考えております。それぞれのお立場からの貴重なご意見をいただきまして、しっかりと計画を作っていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

町長と健康福祉部長の松本は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

4 二宮町障がい者福祉計画策定検討会運営要綱について

◆二宮町障がい者福祉計画策定検討会運営要綱について事務局より説明

(事務局)

ただいま説明しました要綱につきまして、第7条第2項で委員の半数以上の出席がないと会議を開催できないとなっておりますが、本日、半数以上の委員の方にご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

5 座長の選出

(事務局)

続きまして、座長の選出をお願いしたいと思います。要綱の中では、第6条の規定により、座長は委員の互選により決めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局に一任します。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま事務局一任のお声をいただきましたので、萩原委員に座長をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(一同 了承)

(事務局)

ありがとうございました。こちらの検討会につきましては、基本的に傍聴を認めることとなりますが、本日、傍聴を希望される方はおりません。

では、要綱第6条により、座長は会務を総理するとされておりますので、萩原座長は会議の進行をお願いいたします。

6 議 事

(座長)

それでは、お手元の次第に従って、議事を進めて参ります。議題(1)計画策定のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

(1) 計画策定のスケジュールについて

◆計画策定のスケジュールについて事務局より説明。

(座長)

ただいまの説明につきまして、何かご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、来年2月まで、このスケジュール内容でよろしくお願いいたします。

(2) 町民意識調査アンケート結果及び統計データから見る二宮町について

◆町民意識調査アンケート結果及び統計データから見る二宮町について説明。

(座長)

ありがとうございました。ただいまの説明は統計データからみる二宮町の姿とアンケートのとりまとめで、これから計画を詰めていく上での基本になると思います。ご説明に対してのご質問・ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

アンケートの調査結果1ページ目の回収状況で、有効回収率が53.3%ですが、このアンケートは手帳の等級の記載が必要なのでしょうか。

(事務局)

回答用紙に、身体・療育・精神のそれぞれの等級について聞いています。

(委員)

回収状況の中に等級別の回収率は記載しないのでしょうか。

(事務局)

調査報告書の冊子に載っています。後ほど冊子を配布します。

(委員)

わかりました。冊子を見れば等級別の割合が載っているということですね。ありがとうございます。もう1点ですが、資料の統計データからみる二宮町の姿の9ページの「3. 就労・就学について」は、雇用率以外に離職率の統計はとっていますか。

(事務局)

町民にアンケートとして聞いたのではなく、国の資料から抜粋しているため、離職については載せていません。

(座長)

他にどうでしょうか。

資料の統計データからみる二宮町の姿では、人口を含め、全体的に減少に転じています。2ページの障害者手帳の交付件数でも、身体障害者手帳、療育手帳の方が減少に転じていると書かれています。この先、徐々に減少していくように感じますが、実際にはどうなのでしょうか。そこを知るため、平成30年から令和5年までの年代別の数値がわかれば、障がいを持つ人たちの全体の数が減っていくのか、増えていくのかわかると思います。例えば、療育手帳で言えば、未就学や小学校世代の子どもたちの中で、障がい児が増えているのであれば、将来的には減らないというイメージをもてると思います。そういった資料はありますか。

(事務局)

データの抽出は可能です。イメージは資料の統計データからみる二宮町の姿の4ページに、年齢別・程度別療育手帳所持者数があります。令和5年度は20～29歳は人数が一番多く、次は10～19歳となっており、表記することは可能です。

加えて、今後、障がいを持たれている方の推計は行う予定です。その方法は、人口推計がベースになります。人口推計も男女別の各歳別が5年ぐらいあれば、全体の推計はできます。年齢の区分がどこで組めるかにもよりますが、データさえあれば、座長さんがおっしゃったように障がい者別に年齢層ごとの出現率が出ます。その出現率の伸びによって、今後、何年間かの障がいのある方の推計をすることは十分可能です。

(座長)

これから先を考えていく上での基礎になると思います。知的障がいの方は、子どものうちから障がいを持たれる方が多いため、子どもの障がい児の数が10年前と比べて、今はどうなのかを知れると、この先の計画が5年、10年と進む上でどんなことを考えるのか、基礎になると思います。

(事務局)

数年前と現在を比較し、将来的に分析して、次回の検討会の時にお示しいたします。

(委員)

資料のアンケート調査結果とりまとめの4ページに「学校教育に望むこと」と書かれています。その中でアンケートは何歳を対象としていますか。それにより「通園・通学していない」という回答の見方は変わってくるのではないのでしょうか。

(事務局)

無作為で800人としておりますが、ある程度年齢で分けています。委員がおっしゃるように「通園・通学していない」割合は圧倒的に多くなるはずです。

(事務局)

今、手元に、具体的な数字はございませんが、ある程度年齢層を区切り、なるべく均等にしております。ご高齢の方は当然、通園・通学はしていません。特に身体障害者手帳を所持される方は、高齢の方が多という統計結果が出ていますから、当然「通園・通学していない」と回答された方が多いと分析させていただいております。

(委員)

実際に障害者手帳は何歳ぐらいから所持されますか。

(事務局)

生まれつき肢体不自由の方がいますので、0歳で所持する人も限りなく少ないですがいらっしゃいます。一方、精神と療育はいないと思います。

子どもの中には、療育手帳と一緒に、身体障害者手帳も両方所持される方もいらっしゃいます。どちらをとるかの問題もありますが、療育が中心になると思います。

(委員)

二宮町で身体障害者手帳を所持されている方は何名いますか。

(事務局)

資料の統計データからみる二宮町の姿の2ページにあります。

(委員)

資料の統計データからみる二宮町の姿の3ページの下の方です。「年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数」の65歳以上高齢の方が多くなっています。この世代だけ手帳所持者が、これ程多いのでしょうか。例えば、身体障がいの中にも3つの障がいがあります。視覚、身体、聴覚

があり、例えば、高齢になって、耳が遠くなったり、歩けなくなったりする人がいるから増えているのか、そのあたりがわからないので、説明をお願いします。

(事務局)

65歳以上の方の身体的な疾患のリスクが高まり、生まれつきや生産年齢で病気になるよりも、65歳を超えてから何かの病気になり、手帳を取得する人が増えるため、こういったグラフになると思います。

(委員)

今、ご説明があったのは肢体障がいのことだと思いますが、視覚と聴覚もすべて含めて、身体障がいとまとめてしまうと、わかりづらくなっていると思いました。そこをはっきりしてほしいです。手足のことなのか、呼吸器なのか、内部障がいなのか、聴覚、視力が落ちたのか、そういったものがすべてまともまってしまうので、曖昧になっていると思います。もう少し具体的にわかると良いと思いました。

身体障がい者は全体的に家から出られない方が多いのではないのでしょうか。目の見えない方は、特に引きこもってしまっているのではないのでしょうか。もう少し世界を広げてほしいと思います。

グラフに関してはもう少し、細かく分けていただいた方がわかりやすいと思いました。よろしくお願いします。

(事務局)

今の細かい障がいの種類は、資料の統計データからみる二宮町の姿の3ページの上にあります。員がおっしゃったように、例えば、心臓機能障がいや肝臓・腎臓など、そこまで細かくは出ていないですが、内部障がいという括りで記載しております。より細かく出すこともできます。

(座長)

それでは議題(3)計画策定の骨子について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(3) 計画策定の骨子について

◆計画策定の骨子について事務局より説明。

(委員)

今、二宮町は沢山の福祉団体があり、それぞれ定期的に色々なイベントを開催して集まっています。なかなか情報が入ってこないのですが、例えば、イベントがあり、皆さんに来ていただく際に、別のご病気を持っている方たちが参加しても良いのか、他の障がい者団体も見たり、参加したりしたいと思うのですが。

私の所属している団体は、主に知的障がいを持つお子さんの親の会ですが、相談ごとやわからないことがあった際は、会員でなくても定例会には来ていただくよう声をかけさせていただいております。福祉団体同士でももう少し交流ができると良いと思いますが、そういった情報発信はされていますか。

(事務局)

情報発信は、当然、計画に盛り込んでいきます。基本目標3の括弧書きになりますが、「社会参加」、基本目標1の「啓発」、「福祉教育・福祉活動」のところになると思います。ただ計画の中で具体的に福祉団体同士の連携をするとすると、それぞれの広報誌紙や或いはホームページ上でのお知らせになると思います。当然、町だけでなく、社会福祉協議会の中で情報を出し合うことも可能だと思います。また、町の方でもっている福祉団体だけでなく、色々なスポーツや文化の団体もありますので、そことのつながりも進められたら良いと思っております。

(事務局)

事務局側からになりますが、今回は骨子ということで、本当に骨組みだけで、ここから意見を出すことはなかなか難しいと思います。今日、お出ししたホチキス止めのA3版の資料に、現行計画からの細かい施策を載せてあります。次回の会議の際はこちらを元にした素案をださせていただきます。素案を見ていただいて、施策についてご意見をいただきたいと思います。もちろん、今日、気がついたことがあればお願いします。

(委員)

視覚障がいのある私が、この用紙をガイドさんにその都度読んでもらうのは難しいので、できれば前もって点字、音声、声のボランティアさんになるとと思いますが、CDの作成など、事務局で検討をお願いしたいと思います。

(事務局)

事前配布は1週間を切るようなぎりぎりとなり、また机上配布となる資料もあり、申し訳ありませんでした。今後はなるべく早くお配りするように努力をしていきたいと思ひます。また、声の広報さん等は時間がさらにかかりますので、必要であれば事務局で説明をしたいと思います。

(座長)

基本理念ですが、「障がいのある人もない人も、誰もがその個性を尊重し、認め合う共生社会の実現」は、「お互いにその個性を尊重し」という意味でよろしいのでしょうか。

(事務局)

共生社会の実現として、お互いに個性を認め合うという意味合いになります

(座長)

はい。わかりました。3つ目の議題については、以上で終わりにしたいと思います。

(4) その他

次回の日程調整

(座長)

それでは、本日予定しておりました委員会はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

7 閉 会

(事務局)

皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、本日の策定検討会を閉会とさせていただきます。